

平成25年6月28日

第23回参議院議員通常選挙における選挙啓発

標記について、別添のとおり各種媒体等を活用し、内閣府、外務省、地方公共団体等と連携を図りながら、選挙期日の周知と投票参加の呼びかけに加え、期日前投票等の投票方法など選挙人に必要な情報の周知を行うこととしました。

今回の参議院議員通常選挙はインターネットを使った選挙運動が解禁となって初めての国政選挙であることを受け、従来から行っている媒体に加え、初めてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した啓発事業を実施し、投票率の向上に努めることとしています。

（連絡先）

総務省自治行政局選挙部管理課
飯山、野村

Tel : 03-5253-5574 Fax : 03-5253-5575

第23回参議院議員通常選挙啓発事業全体計画<H25.6.28現在>

内 容	公示日前	公示日														投票日	内 容・数 量	実施主体			
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				木	金	土
新聞(記事下広告)		○																		中央5紙・ブロック3紙・地方42紙 半5段	総務省
ポスター		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都道府県、市区町村選管等(B0・B1・B2・A2)	総務省
インターネット	ホームページ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参院選特設ホームページ(PC・スマホ・携帯) ※公示日前は投票方法、制度解説のみ掲載	総務省
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務省ホームページ	総務省
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務省・都道府県ホームページ(選挙公報掲載)
	バナー広告			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ポータルサイト(Yahoo等)	総務省
	スマートフォンバナー広告			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スマートフォンサイト(Yahoo等)	総務省
	モバイルバナー広告			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	モバイルサイト(Yahoo等)	総務省
	検索連動広告(新規)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検索エンジン(Yahoo、Google)から選挙に関するキーワードを検索した際、特設サイトURLが上位に表示されるよう設定	総務省
	リターゲティング広告(新規)												○	○	○	○	○	○	○	特設サイトに訪れたことのあるユーザーに再度広告表示	総務省
SNS(新規)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	LINE、Facebook公式アカウント	総務省	
交通広告(新規)													○	○	○	○	○	○	車内額面広告(JR東日本)	総務省	
フィルターフィルム			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	政見放送空き時間利用(テレビ) 120秒、60秒、30秒、テロップ	総務省	
フィルターテープ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	政見放送空き時間利用(ラジオ) 60秒、30秒	総務省	
点字パンフレット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都道府県、市区町村選管	総務省	
音声CD		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都道府県、市区町村選管	総務省	
船舶ファクシミリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	船舶向けファクシミリ放送	総務省	
総務省庁舎広告		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電光掲示板他	総務省	
総務省広報誌		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「総務省」	総務省	
地方公共団体実施事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新聞、交通広告、ポスター、チラシ、懸垂幕、看板、街頭啓発、広報誌等	地方団体	
民間が行う事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉄道会社、百貨店等に対し、投票参加の呼びかけ等を依頼	民間	

※1 本計画については、変更もあり得る。

※2 この他に、内閣府による政府広報、外務省において在外選挙に係る啓発を実施予定。

※3 地方公共団体実施事業については、選挙期日、投票方法の周知に加え、選挙区選挙・比例代表選挙の投票方法の違い及び当選人決定の仕組み、期日前投票のできる期間、場所など投票に必要な情報を周知する予定。

第23回参議院議員通常選挙【選挙啓発のねらい】

今回の参議院議員通常選挙はインターネットを使った選挙運動が解禁となって初めての国政選挙であり、選挙に関わるメディア環境も大きく変化していると捉えています。

それを受け、参議院議員通常選挙の啓発においては、従来から行っている、ポスター、新聞広告、インターネットの特設サイト及びバナー広告など各種媒体に加え、初めてSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した啓発計画を策定することにより、選挙期日の周知と投票参加の呼びかけに加え、期日前投票等の投票方法など選挙人に必要な情報の周知を行うことにしました。

平成22年度に行われた前回の参議院議員通常選挙では、投票率について、57.92%(前々回58.64%)と低下傾向にあり、特に20代と30代前半の投票率はさらに低い水準となっています。

そこで総務省では、若年層に広く普及されているLINEやFacebookなどのSNSを使って、若年層へわかりやすく投票方法等の説明を行い、効果的な選挙啓発に努めるとともに、SNSの特性である情報の拡散を図ります。

また、各種媒体の素材については関係機関へ積極的に提供するなど、関係機関と緊密な連携を図りながら投票率の向上に努めることとしています。

ポスターや新聞広告、バナー広告等には、インターネットにおけるグッドサインの代名詞である「いいね!」をモチーフに使い、インターネットと選挙が密接に関わり合う時代が到来したことを感じさせるとともに、あらゆる世代の有権者にとって投票に行くことをポジティブなものと感じてもらい、投票行動を喚起していきます。

また、東日本大震災等の影響で別の市町村に避難をされている方などへは不在者投票を活用してもらうこととし、昨年12月の衆議院議員総選挙に引き続き、ポスターでの呼びかけに加え、特設サイトで住所地や避難先の市区町村の選挙管理委員会への連絡先を掲載しております。

【選挙啓発ポスター】

キャッチコピー

いいね！投票いこう。

総務省・中央選挙管理会



投票日に予定がある方は
7月5日(金)から7月20日(土)
 までの間、**期日前投票**ができます。

ネット選挙運動
解禁!▶▶▶ 詳しくは総務省
 ホームページへ



参議院議員通常選挙



7月21日



比例代表選挙では「候補者名」または「政党名」を、選挙区選挙では「候補者名」を記載して投票してください。
 今回の参議院議員通常選挙から、成年被後見人の方々も投票することが可能となりました。

2013senkyo.jp

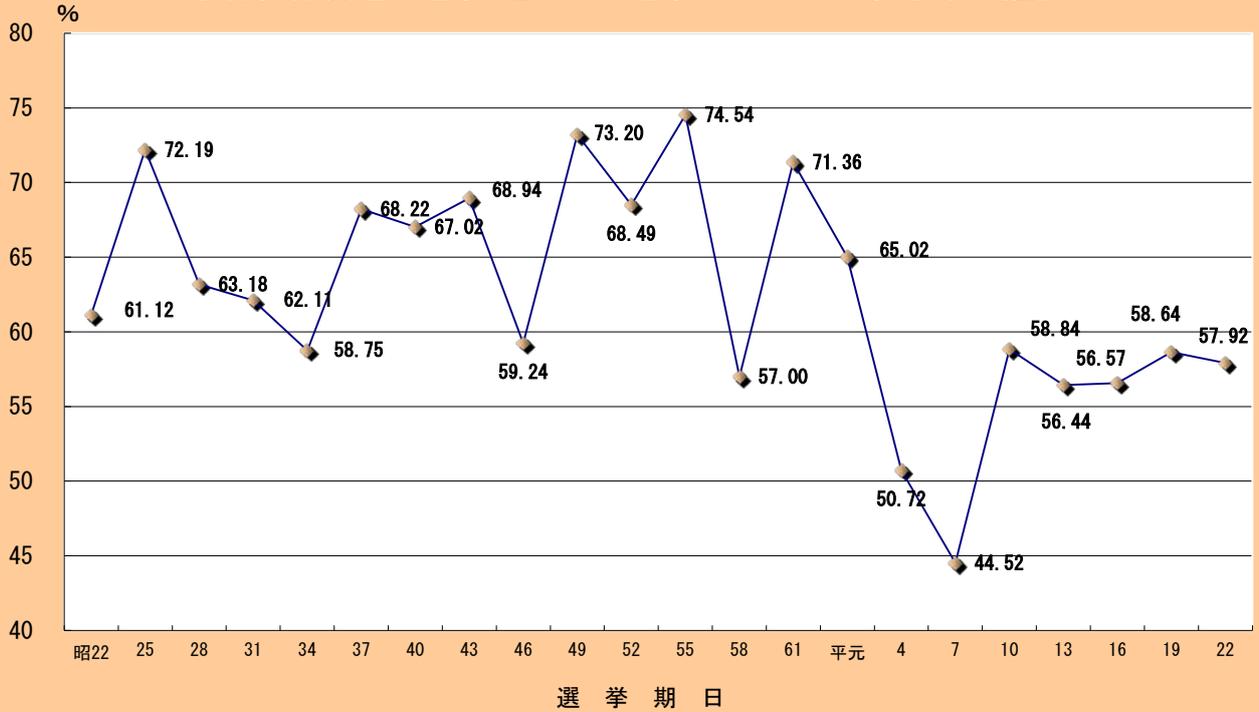
参院選

投票



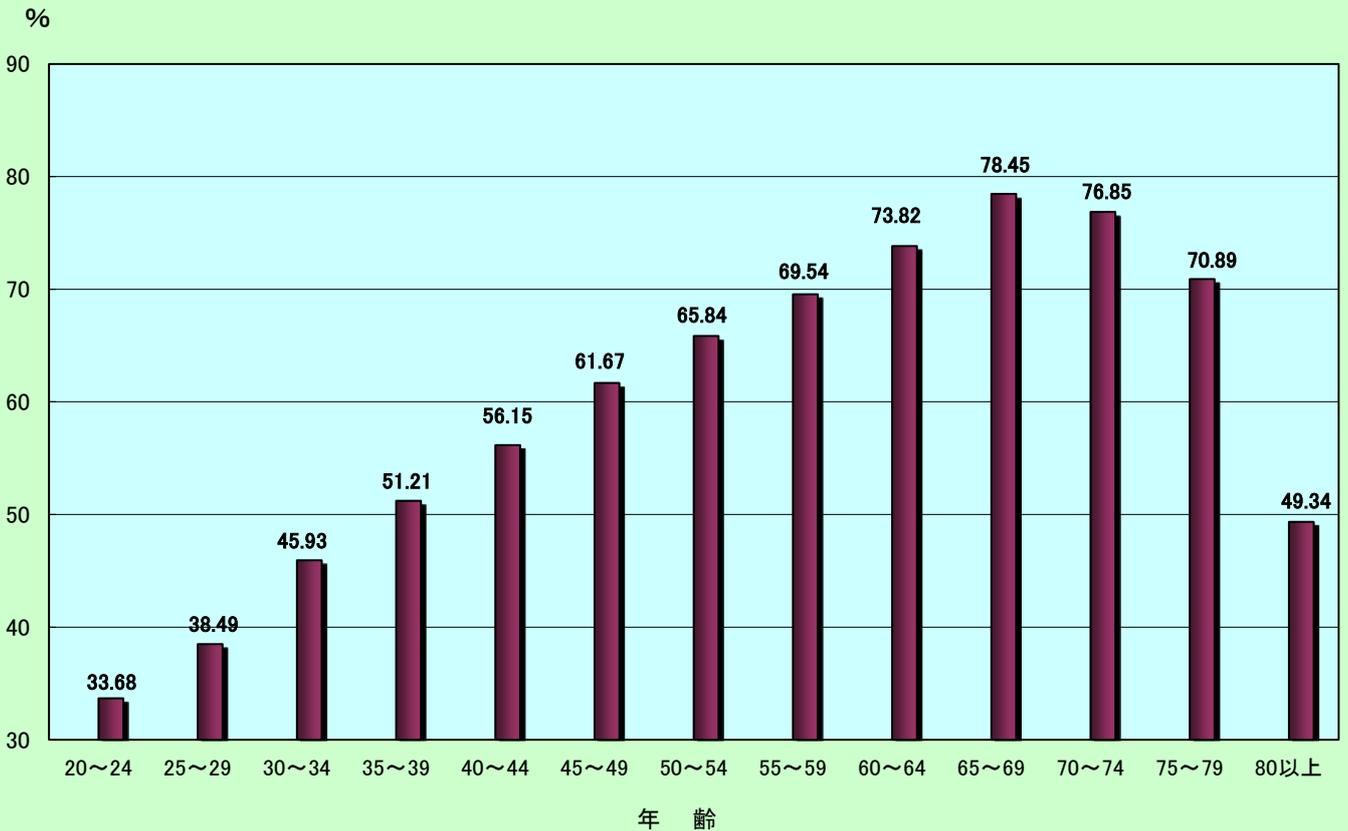
●投票時間は午前7時から午後8時までです。(投票所により異なる場合があります。) ●投票時間、投票場所などは最寄りの選挙区選挙管理会までお問い合わせください。
 ●選挙期間中、別の市区町村に滞在している方や東日本大震災等の影響で別の市区町村に避難されている方などは、滞在先や避難先の市区町村の選挙管理委員会でご投票ができます。 ●不在者投票、郵便等投票、在外投票などの投票方法について、詳しくは総務省ホームページへ。

参議院議員通常選挙(地方区・選挙区)における投票率の推移



注1 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙である。
 注2 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注3 平成16年より、期日前投票制度が導入された。

平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙(選挙区)における年齢別投票率



注 全国の投票区の中から標準的な投票率を示す投票区を各都道府県の市区町村から計188投票区を抽出し、その平均を求めたもの。